

桑名市小学校（在良小学校他2校）給食調理業務等委託業者選考基準

令和3年11月1日

1. 選考の基本的な考え方について

桑名市が小学校給食調理等の業務を委託する業者は、学校、病院、保育所給食調理等の業務に実績があり、調理技術、安全衛生管理等の社内教育を積極的に行っている意欲的な企業で、かつ、学校給食の意義や目的を十分理解している企業であること。また、調理員を安定的に雇用しており、かつ、その企業の経営状態等も安定して継続的に業務を行っていること。

このような基本を踏まえ、プロポーザル提案書およびヒアリングの内容をもとに適正な選考を行うための基準を以下のとおり定め、より良い委託業者を選定する。

2. 業者選考基準について

(1) 小学校給食に対する基本的な考え方について（様式1）（「様式1」関係）

- ① 学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を認識していること。
- ② 学校給食に対するコンセプトを有し、その実現に向けて積極的な提案がなされていること。

(2) 安全衛生管理体制の不測事態対応について（「様式2」関係）

- ① 厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」および文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に準じた衛生管理マニュアルが自社において確立されていること
- ② 従事者に対する健康管理が確実に行われていること。
- ③ 設備・衛生項目等の検査を自主的に実施し、安全管理体制が徹底されていること。
- ④ 不測の事態など非常時の対応マニュアルが確立されていること。

(3) 調理従事者に対する研修計画等について（「様式3」関係）

- ① 食品の安全衛生や調理技術の向上に関する教育・研修体制が確立されていること。
- ② 給食の開始に向けての従業員の確保と研修・訓練等の取組みについての体制が確立されていること。
- ③ 学校給食の特色・特性等を把握するため、本市等行政機関が開催する研修に従事者を参加させることができること。

(4) 調理従事者の配置計画について（「様式4」関係）

- ① 仕様書で示す従事者の数・資格・経験年数が確保されていること。
- ② 調理従事者の勤務体制や休暇などにおける代替要員の確保と対応システムが確立されていること。

(5) 業務の円滑な遂行能力について（「様式5」・会社概要調査票等・受託実績・決算内容

を参考)

- ① 会社の経歴および経営状況が健全であり、業務を継続して安定的に確実に履行する能力があること。
- ② 学校、病院、保育所等給食調理業務の受託実績があり、円滑に業務を遂行する能力があること。
- ③ 指揮命令系統が確立され、障害福祉課からの指示事項が迅速・的確に伝達される体制づくりがなされること。
- ④ 業務履行が不可能になった場合、上記条件を満たした業務の継続履行が保証される代行体制が整備されていること。
- ⑤ 製造物賠償責任保険等の損害補償制度に加入していること。

(6) 委託料について（「様式6」関係）

- ① 企業努力が認められること。
- ② 極端に安価な見積りでないこと。

3. 選定審査基準

選定審査の項目は次のとおりとする。

審査番号	審査項目
1	学校給食に対する基本的な考え方
2	安全衛生管理体制と不測事態の対応
3	調理従事者に対する研修計画等
4	調理従事者の配置計画
5	業務遂行能力

4. 評価基準

(1) 審査項目に対する評価基準および評価点数は次のとおりとする。

評価基準	評価点数
おおいに評価できる	5
評価できる	4
普通	3
あまり評価できない	1
評価できない	0

(2) 判定

各審査項目の評価点数は、前項のとおり「おおいに評価できる：5点」から「評価できない：0点」の加点方法により評価を行い、その総合点数で判定する。

なお、審査番号2については、評価点数を1.5倍に割増する。

5. 候補者の選定方法

(1) 候補者の選定

委員長を含む各委員が審査項目により審査し、その評価を各審査項目別に評価点数で判定し、委員全員の総合点を集計した結果、最高得点を獲得した業者を委託候補者として選定する。

(2) 次点者の選定

前項より選定した業者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を候補者とする。